

議第116号

既存集落まちづくり区域（千代川地区）の指定について

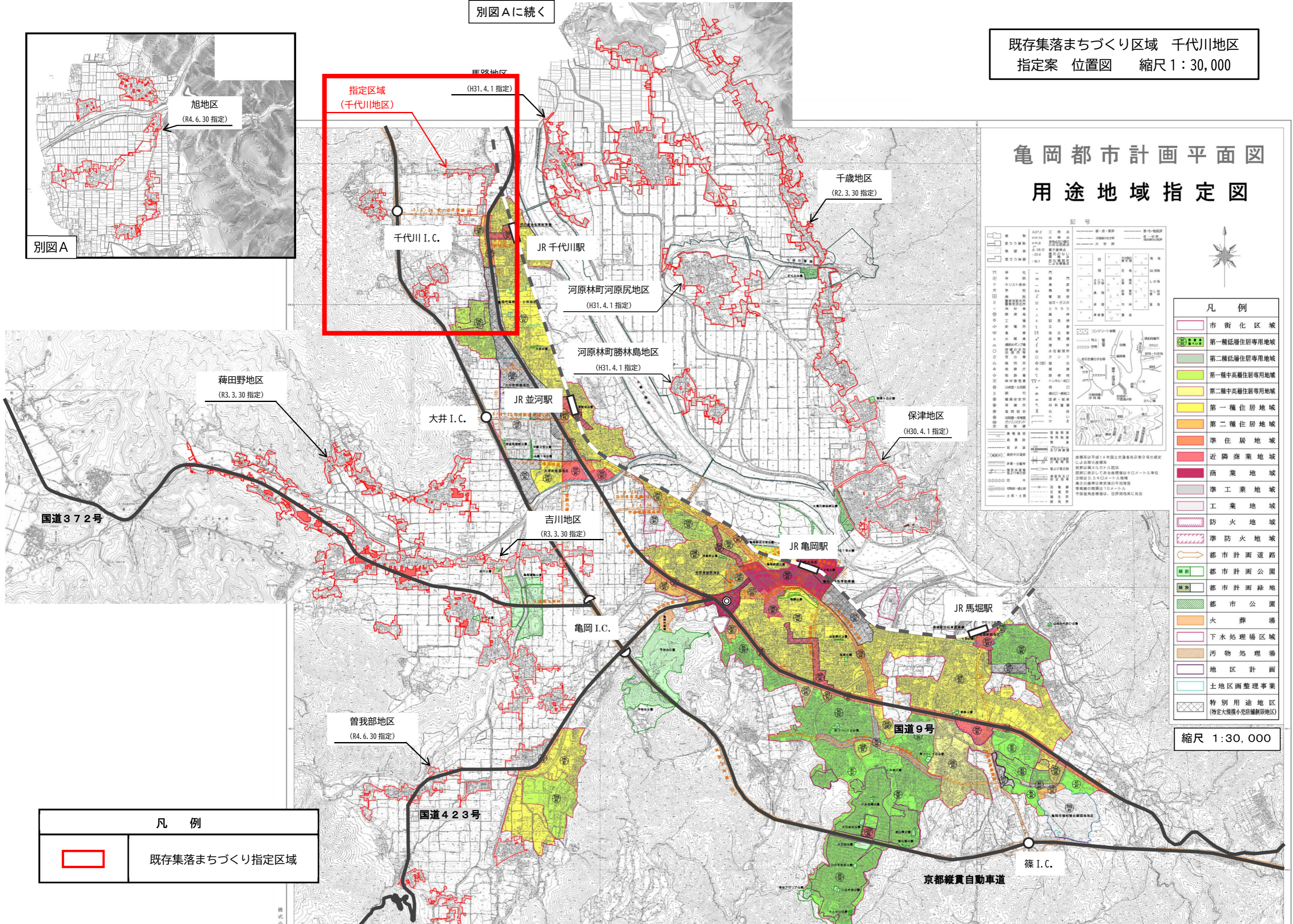
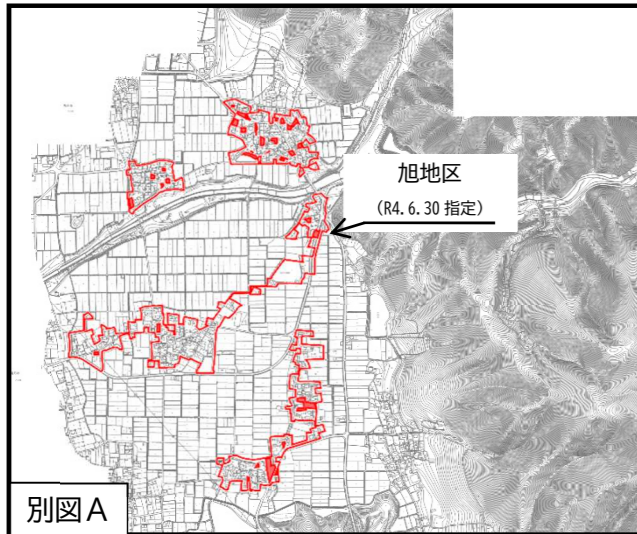
亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び同条例第9条第1項第3号の規定による区域を次のとおり指定する。

区域の名称	千代川地区
土地の区域	別紙「指定区域図 千代川地区」のとおり
許容する予定建築物の用途	<p>[開発行為]</p> <p>(1)専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(2)第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(3)(4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(4)次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店</p> <p>ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(5)診療所</p> <p>(6)第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p> <p>(7)第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>

<p>許容する予定 建築物の用途</p>	<p>[建築行為]</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為]（1）又は（2）のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（[開発行為]（1）又は（2）のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店</p> <p>ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては、150平方メートル）以内のもの</p> <p>(9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては、150平方メートル）以内のもの</p> <p>(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）</p>
--------------------------	--

別図Aに続く

既存集落まちづくり区域 千代川地区
指定案 位置図 縮尺 1 : 30,000



亀岡都市計画平面図 用途地域指定図

凡例

市街化区域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域
第二種住居地域	準住居地域
近隣商業地域	商業地域
準工業地域	工業地域
防火地域	準防火地域
都市計画道路	都市計画公園
都市計画緑地	都市公園
火葬場	下水処理場区域
汚物処理場	地区計画
土地区画整理事業	特別用途地区 (特定大規模小売店舗制限地区)

凡例

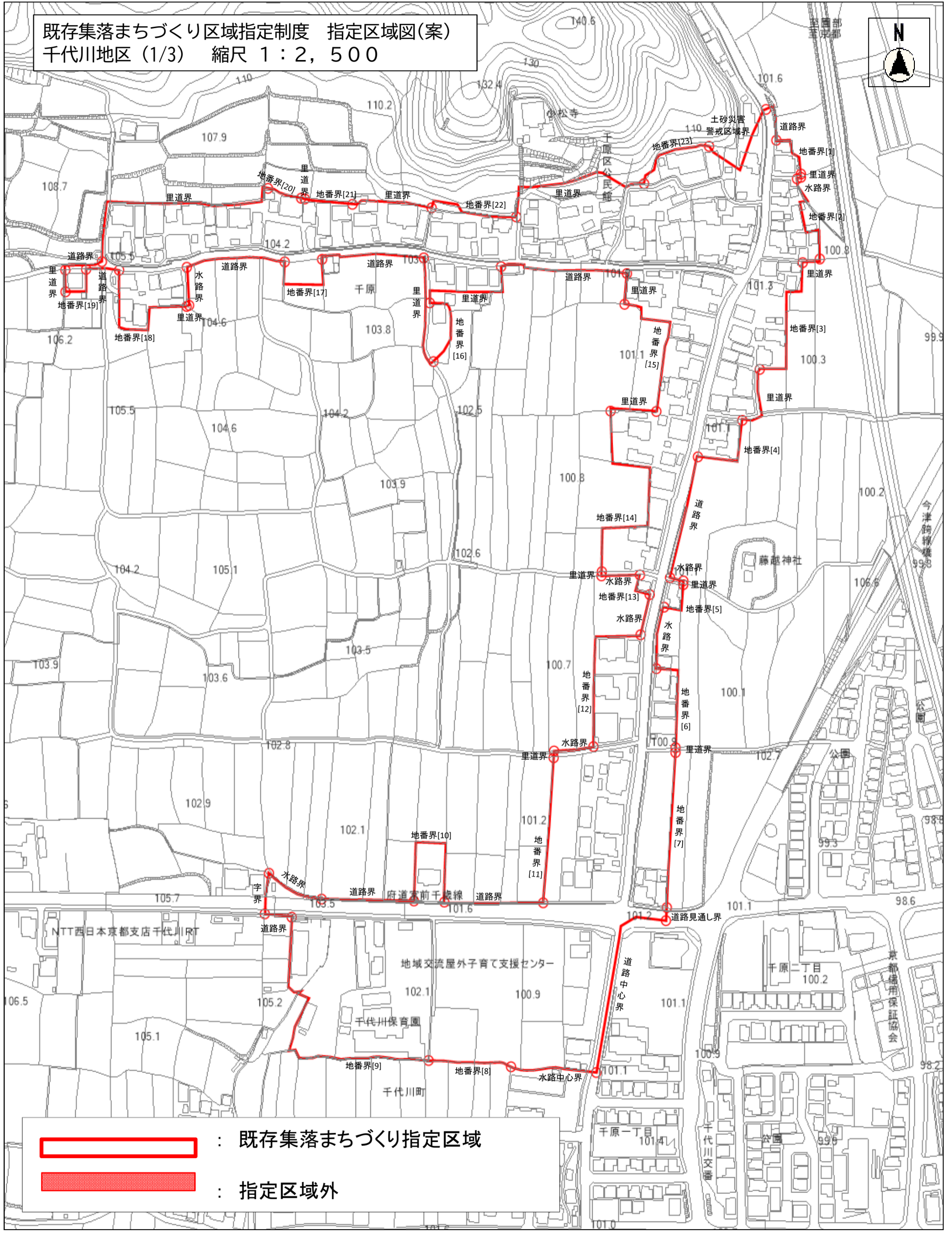
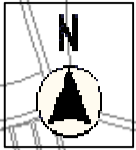
市街化区域
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
防火地域
準防火地域
都市計画道路
都市計画公園
都市計画緑地
都市公園
火葬場
下水処理場区域
汚物処理場
地区計画
土地区画整理事業
特別用途地区 (特定大規模小売店舗制限地区)

縮尺 1 : 30,000

凡例

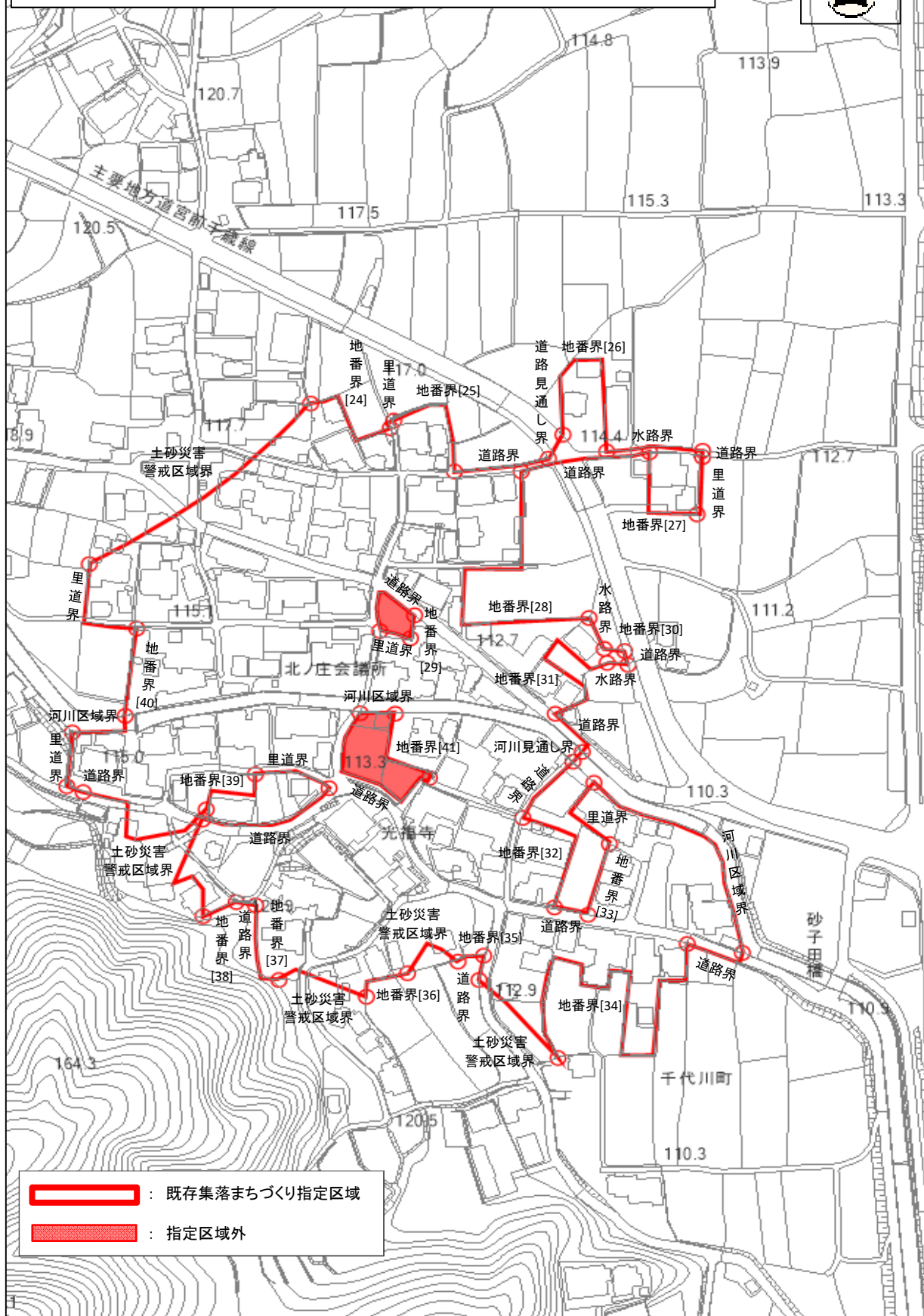
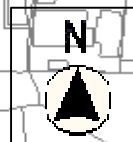
	既存集落まちづくり指定区域
--	---------------

既存集落まちづくり区域指定制度 指定区域図(案)
千代川地区 (1/3) 縮尺 1 : 2, 500



- : 既存集落まちづくり指定区域
- : 指定区域外

既存集落まちづくり区域指定制度 指定区域図(案)
千代川地区 (2/3) 縮尺 1 : 2, 500



: 既存集落まちづくり指定区域
 : 指定区域外

既存集落まちづくり区域指定制度 指定区域図(案)
千代川地区 (3/3) 縮尺 1 : 2, 500

